

## 平成29年度 第2回 小樽市コンプライアンス委員会の議事録

1 日 時 平成29年8月17日(木) 13時30分～15時

2 場 所 市役所本館2階会議室

3 委員出席者(敬称略)

委員長 山口 均  
副委員長 結城 洋一郎  
委員 鹿角 健太

4 市の出席者 総務部コンプライアンス推進室長ほか

5 議 題

- (1) 通報対象事実の有無について
  - ①公益通報(受付番号12)
  - ②公益目的通報(受付番号13)
- (2) その他

6 議事概要

(1) 通報対象事実の有無について

- ① 平成29年1月26日受付の公益通報「高島漁港における観光船の事業と係留における法令・条例違反」について、市から提出された意見陳述書及びそれに対する質問への回答、並びに対象部局からのヒアリングに基づき調査を行った結果、以下のように決定された。

● 「高島漁港区において、観光船の護岸使用登録(係留許可)がなされている事実」に関しては、

本件護岸周辺は漁港区であり、漁業権が設定され現に漁業が行われている水域であるから、最も重要な当事者である近傍の漁業者との調整を図らずに使用登録をしたことは、行政手続上不適切であったと考える。

また、「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」(以下「分区条例」)は、高島漁港を漁港区と指定し、これらの区域の目的を踏まえ、条例別表第3各号に掲げる構築物以外は建設してはならないとしており、特に係留施設については、「漁船のための係留施設」以外建設してはならないとしていことから、たとえ係船環が軽微な設備であったとしても、観光船の係留許可がなされていることは、観光船の係留施設を認めることとなり、同条例に違反していると考えられ、小樽市職員倫理条例第15条第1号の規定による法令に違反する事実該当するものと認め、調査結果を「通報対象事実あり」とすることが決定された。

● 「高島漁港区において、無断で車止めにU字フックを取り付け、その撤去をさせることなく、船を係留させたままで係船環の取付を条件に係留の許可がな

されている事実」に関しては、

行政手続上は、まずもって違法行為であるU字フックの撤去及び車止めの現状復帰をさせた上で、係船環の設置許可の判断をすることが適切な手順であることは明らかである。一方、市は、船を係留させたまま「係船環の取付という許可条件を付すことで、U字フックの撤去がされ、車止めの復旧につながり、不適切な状態が改善され早期に問題が解決する」と判断して係留の許可をしたことは、その例外的な扱いをする合理的な理由もなく、結果として約10ヶ月の間問題が解決されなかったことを考えると、当該許可処分は、「小樽市港湾施設管理使用条例」の適正な運用を誤り、行政手続として不適切であったと考えられ、小樽市職員倫理条例第15条第3号の規定による法令に違反するおそれのある事実が該当すると認められることから、調査結果を「通報対象事実あり」とすることが決定された。

- 「高島漁港区において、水産関連施設やその利用者のための飲食・物販店以外は建設が禁止されているにも関わらず、観光船利用者のための利便施設の建築許可がなされている事実」に関しては、  
分区条例別表第3(12)では「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店並びにこれらの附帯施設」の建築は認められているが、当該休憩棟は、冬期間の営業を行っておらず、また、その主たる目的は、観光船の乗降客や観光客が利用すると考えるのが妥当であり、到底漁港区内の施設従事者や漁業者のための飲食店又は物販店とは考えられず、分区条例に違反しているものであり、小樽市職員倫理条例第15条第1号の規定による法令に違反する事実が該当すると認められることから、調査結果を「通報対象事実あり」とすることが決定された。

- ② 平成29年3月27日受付の公益目的通報「小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例違反」について、  
市から提出された意見陳述書及び対象部局からのヒアリングに基づき調査を行った結果、以下のように決定された。

「高島漁港区において認められている係留施設は「漁船のための係留施設」だけであるにもかかわらず、観光船のための係船環（係留施設）の設置許可がなされている事実」に関し、

「分区条例」は、高島漁港を漁港区と指定し、これらの区域の目的を踏まえ、条例別表第3各号に掲げる構築物以外は建設してはならないとしており、特に係留施設については、「漁船のための係留施設」以外建設してはならないとしていることから、たとえ係船環が軽微な設備であったとしても、観光船の係留許可がなされていることは、観光船の係留施設を認めることとなり、同条例に違反していると考えられ、小樽市職員倫理条例第15条第1号の規定による法令に違反する事実が該当するものと認め、調査結果を「通報対象事実あり」とすることが決定された。

- (2) その他 特になし